

【縦覧用】

第1回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和元年5月9日（木）

農村環境改善センター 農事研修室

第1回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和元年5月9日（木）

2、開催場所 農村環境改善センター農事研修室

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 齋藤重幸

4、出席委員（16名）

1番	加藤岡一弘	2番	内山充弘
3番	中村和敏	4番	積田敏春
5番	川嶋一美	6番	林千佳夫
7番	榎澤正治	8番	板倉小百合
9番	内海亮一	10番	梅原英男
11番	若菜義人	12番	志賀典夫
13番	齋藤重幸（会長）	14番	布施和彦（職務代理者）
15番	鵜澤英夫	17番	蔭山秀男

5、欠席委員（1名）

16番 今関喜明

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(整理番号1～4)

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
(整理番号1～6)

第5 議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について
(利用権設定)

第6 議案第4号 農用地利用配分計画案の作成について
(農地中間管理事業)

第7 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(整理番号1～2)

第8 報告第2号 農地の転用事実に関する照会について
(整理番号1～2)

第9 報告第3号 東京国税局からの照会について
(整理番号1)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	北山正憲	主査	佐久間 賢治
主任書記	千葉利憲	書記	門野祥和

◎開会

○議長 ただいまから第1回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

出席委員数は17名中16名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、本日、今関喜明委員が所用のため欠席の旨連絡がありましたので、報告いたします。

(午後 3時04分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。

議事録署名委員は議長において指名することに異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、指名いたします。

中村和敏委員、積田敏春委員の両名にお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 次に、日程第2の会議書記は、事務局職員の佐久間主査を指名いたします。

◎議案第1号（整理番号1、2）

○議長 次に、日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、議案第1号の案件は4件予定されております。

本来は一括審議を行うところでございますが、整理番号3及び整理番号4の案件につきましては、日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号1及び2の案件と関連があるので、議案第1号、整理番号1から2の審議を行い、整理番号3につきましては議案第2号、整理番号1と、整理場号4につきましては議案第2号、整理番号2と一括して上程し、審議をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないとことでございますので、それでは、事務局から議案第1号の整理番号1から2の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の1ページをごらんください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1でございます。

申請地は、永田字北中原の地目、畠が1筆、面積2,299平米を売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は耕作できないためであります。

権利者、義務者につきましては、議案書のとおりでございます。

案件の位置につきましては、資料A4判縦の図面の①に1-1と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の1ページから2ページとなります。

次に、整理番号2。申請地は、大網字亀田の地目、田が2筆、合計面積1,546平米を売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は経営規模縮小のためであります。

権利者、義務者につきましては、議案書のとおりでございます。

案件の位置につきましては、資料A4判縦の図面①に1-2と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の3ページから4ページとなります。

以上、整理番号1及び2につきましては、権利者の農業従事日数、農業機械の保有状況及び経営面積は所定の面積以上でありますので、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありましたが、関連して担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1の案件について、布施和彦委員、よろしくお願いいいたします。

○布施委員 それでは、議案第1号、整理番号1について調査報告をいたします。

内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

4月24日、内海委員さんと、義務者、権利者、また現地を確認してまいりました。

まず、義務者については、本人不在で奥さんに話を聞きました。農地については、今まで持て余していたということで、私もすぐそのそばで耕作をしておるんですけども、いつもトラクターで回っているような、そのような状況で、保全管理をしているような感じがありました。そういったところ、今回、前会長の仲介もあって、今回の話が成立したということです。

また、権利者は、新規就農でイチゴを手がけた方でございます。この方は、新規就農で昨年からイチゴ栽培を始めたということでございますが、イチゴ栽培は、5品種ということで、量をふやしてきた方で、手狭になってきたというところで、自宅から通勤途上の土地を探していたということで、そうした中で、今までお世話になっていました前会長のほうからの折衝もあって、今回の話が成立したということでございます。

農機等も十分そろっておりますので、問題ないと思います。

以上です。皆さんの慎重審議よろしくお願ひいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号2の案件について、蔭山秀男委員、よろしくお願ひいたします。

○蔭山委員 それでは、整理番号2について調査報告をいたします。

4月27日に、義務者に電話で確認したところ、権利者に売買することで間違いないとのことでありました。また、権利者には現地でお会いし、直接確認いたしました。

この申請地は、義務者の親の代、数十年前から権利者に耕作を依頼していたのですが、義務者は体調が悪く、農業を縮小していきたいとのことから、権利者の相談したところ、合意に至り、本申請になったようです。

権利者は、認定農業者であります。特に問題ないと思われますが、慎重審議よろしくお願ひいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1及び2について、一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1及び2について順次採決いたします。

議案第1号の整理番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号1は原案のとおり決定されました。

次に、議案第1号の整理番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を

お願いいいたします。

(举手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号2は原案のとおり決定されました。

◎議案第1号（整理番号3、4）、議案第2号（整理番号1～6）

○議長 次に、日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、議案第2号の案件は6件予定されておりますが、議案第2号、整理番号1及び2の案件につきましては、議案第1号、整理番号3及び4の案件と関連がありますので、それぞれ一括して審議いたします。

また、議案第2号、整理番号3及び4の案件につきましては関連がありますので、一括して上程し審議をお願いしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議ないとことでございますので、それでは、事務局から議案第2号、整理番号1から6及び議案第1号、整理番号3及び4について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案第2号の整理番号1から説明させていただきます。

議案書の3ページをごらんください。

案件の位置につきましては、A4判縦の図面①に2-1、1-3と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の5ページから17ページになります。

整理番号1は、議案書2ページの議案第1号、整理番号3の案件と関連がありますので、一括して説明させていただきます。

申請地は、永田字北中原の地目、畑が1筆であり、平成28年5月11日付で農地法第5条の一時転用許可を得て、営農型太陽光発電用地として使用しております。今回の申請は、一時転用許可期限の3年を経過することから、更新の申請ですが、更新に合わせ、営農型発電設備の下部の農地における営農計画の変更及び権利者が変更されております。

営農計画の変更理由につきましては、A4判縦の詳細資料17ページをごらんください。コマツナからサツマイモの作付を予定しており、太陽光設備を設置する農地での单収は、地域の平均的な单収と比較して、2割以上の減収は見込まれておりません。

続いて、整理番号1に関連します議案第1号、整理番号3の案件について説明させていただきます。

議案書は、戻りまして2ページになります。

権利者の変更に伴い、太陽光パネルの面積の353.55平米を新たに賃貸借による区分地上権を設定するものであります。区分地上権の設定は、農地法第3条第2項のただし書きに該当しております、例外的に許可をするとできるとされております。

権利者、義務者につきましては、議案書のとおりでございます。

次に、整理番号2は、議案書2ページの議案第1号、整理番号4の案件と関連がありますので、一括して説明させていただきます。

案件の位置につきましては、A4判縦の図面①に2-2、1-4と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の18ページから30ページになります。

申請地は、永田字耕地の地目、畠が1筆であり、整理番号1と同様に、平成28年5月11日付で農地法第5条の一時転用許可を得て、営農型太陽光発電用地として使用しております。

申請の内容につきましては、整理番号1と同様であり、営農型発電設備の下部の農地における営農計画の変更及び権利者が変更されております。

営農計画の変更理由につきましては、A4判縦の詳細資料30ページをごらんください。

コマツナからサツマイモの作付を予定しており、太陽光設備を設置する農地での単収は、地域の平均的な単収と比較して、2割以上の減収は見込まれておりません。

続いて、整理番号2に関連します議案第1号、整理番号4の案件について説明させていただきます。

議案書は、戻りまして2ページになります。

権利者の変更に伴い、太陽光パネルの面積の78.57平米を新たに賃貸借による区分地上権を設定するものであります。

権利者、義務者につきましては、議案書のとおりでございます。

次に、整理番号3及び4は関連がありますので、一括して説明させていただきます。

議案書の4ページをごらんください。

案件の位置につきましては、資料A4判縦の図面②に2-3、2-4と表記された箇所が各当該地であり、詳細資料につきましては、A4判の31ページから40ページとなります。それぞれごらんください。

整理番号3及び4の案件につきましては、義務者は異なっておりますが、一体的な転用であり、各申請地を所有権移転して、資材置場用地に転用しようとするものです。

事業を行う理由としましては、隣接地において平成30年度に農地法第5条の許可を受け、

資材置場及び駐車場として利用していますが、今後、山砂の搬入を予定しており、碎石等が混合しないよう区別管理するため、置き場のスペースが要ることから、計画したそうです。

整理番号3の申請地は、柿餅字向ヒの地目、田が2筆、畠が1筆の合計面積271平米、整理番号4の申請地は、柿餅字向ヒの地目、田が1筆の面積26平米となります。

次に、転用の許可基準となります立地基準でございますが、農地の区分は2案件とも農振農用地区域外の第2種農地に該当すると思われます。

次に、一般的基準でございます。

最初に、申請目的実現の確実性についてですが、資金計画につきましては、資金計画書及び金融機関の残高証明書が添付されており、全額を自己資金で賄う計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認しており、支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてですが、盛土は行わず、また、雨水排水は敷地内に浸透させる計画となっております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等、営農条件に関する影響はないものと考えられます。

他法令の関係はございません。

次に、整理番号5でございます。

議案書5ページをごらんください。

案件の位置につきましては、A4判縦の図面の③に2-5と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の41ページから55ページになります。それぞれごらんください。

申請地は、北今泉字中東之腰の地目、畠が1筆、面積591平米のうち406.17平米を、使用貸借権を設定して専用住宅用地にしようとするものでございます。

権利者、義務者につきましては、議案書のとおりです。

建築物の概要是、木造平屋建て、建築面積158.99平米、延べ床面積156.92平米の専用住宅です。

次に、転用の許可基準となります立地基準でございますが、農地の区分は農振農用地区域外の第1種農地に該当すると考えられ、第1種農地は原則として許可をすることができない農地でありますが、本申請地は自己が居住する専用住宅であり、集落に接続して設置されるものであることから、例外的な許可要件に該当すると思われます。

次に、一般的基準でございます。

最初に、申請目的実現の確実性についてですが、資金計画につきましては、資金計画書が添付されており、全額を同居家族より融資を受ける計画となっており、その方の金融機関の残高証明書が添付されていることを申し添えます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認しており、支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございます。埋立等の造成は行わず、雨水排水は既設側溝へ放流し、生活排水は合併浄化槽を設置し、既設側溝へ放流する計画となっております。なお、合併浄化槽処理水の排水に当たり、関係土地改良区の排水同意書の写しが添付されております。

他法令による許可申請の状況につきましては、都市計画法の開発許可申請が市の担当課に提出されており、その写しが添付されております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等、営農条件に関する影響はないものと考えられます。

次に、整理番号 6 でございます。

案件の位置につきましては、A4 判縦の図面の④に 2-6 と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4 判縦の56ページから66ページになります。それぞれごらんください。

申請地は、平成28年 6月10日付で権利者において農地法第5条の一時転用許可を得て、営農型太陽光発電用地として使用しております。今回の申請は、許可後、一時転用許可条件の3年を経過することから、更新の申請となります。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありました。関連して、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

はじめに、議案第2号、整理番号1及び議案第1号、整理番号3の案件については、一括して布施和彦委員、よろしくお願ひいたします。

○布施委員 今、議案第2号、整理番号1と議案第1号の3ということですが、議案第2号の1と2、それから議案第1号の3と4、一括して、関連がありますので、説明させていただきます。

それでは、議案第1号、整理番号3と4及び関連があります議案第2号、整理番号1と2

について、調査報告をいたします。

内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

この調査に当たっては、4月27日、そして4月30日、内海委員さんと義務者、また関係者に集まつてもらいました。また、権利者につきましては、遠方であるため、代理人に電話で確認をいたしました。

代理人によりますと、太陽光のパネルの許可更新が3年置きということで、経済産業省に申請するということになっておりまして、今回の申請に当たって、前権利者が会社事情によりまして譲渡することになったということでございます。

代理人の話によりますと、太陽光のパネルについては、かなり投資目的の案件が多く、彼自身もそういった多数の案件を取り扱っているということだそうです。

ここで、農地法の関係で言いますけれども、営農型太陽光の発電設備について、いま一度考えてみたいと思いますが、この設備については、目的は、耕作放棄地の解消とか、太陽光をシェアということによって、農業者の所得を増大するということを目的に、農水省が農地の支柱部分を農地転用することで、農地への設置が許可される、設置が可能になったということが、一番のメリットであります。そして転用については、3年ごとに更新が必要だということがあるわけです。昨年の5月15日から、条件がそろえば、この更新については10年ということになったというふうに聞いております。

私たちが調査に当たって、まず考えないといけないことは、営農をどうするかということでございました。そういうことで、太陽光のもとで誰が営農するのかということで、調査しました。

農地の耕作に当たっては、旧権利者に仲介をして、現在、耕作している法人が継続して耕作をするということで、これは、先ほどの資料のほうにあったかというふうに思います。そういうようなことを確認をいたしまして、義務者には不利益が起こらないというようなことも、確認をいたしました。

なお、新しい権利者については、同業者ということで、また、福岡県の権利者は、旧権利者の友人だということで、設備のメンテナンスについて、旧権利者が行っている、連携して行っているということだそうです。

以上のことわざをあわせまして、皆さんの慎重なる審議をよろしくお願いします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、議案第2号、整理番号3及び4の案件については、一括して鵜澤英夫委員、よろしくお願ひいたします。

○鵜澤委員 議案第2号、整理番号3、4について、調査報告申し上げます。

申請理由については、事務局の説明のとおりでございます。

調査に当たりましては、榎澤委員さんと私で、申請地の確認と権利者、義務者にお会いし、調査、確認してまいりました。

権利者のお話によりますと、今回の申請地は、当初の計画に含まれていたそうですが、土地所有者の都合で断念したそうですが、今年から仕事の量が増え、その上、山砂、碎石のほか鉄骨材も置くようになり、重機作業が多くなり、危険回避及び作業効率の向上のため、また、作業員の休憩のユニットハウス、またコンテナを置きたいということを、義務者さんに必要性を説明して、今回の申請地を譲り受けたそうです。

整理番号の3と4の義務者に確認しましたところ、間違いございませんと、そのようなことでした。

委員の皆さんのお話によると、よろしくお願ひいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、議案第2号、整理番号5の案件について、加藤岡一弘委員、よろしくお願ひいたします。

○加藤岡委員 それでは、議案第2号、整理番号5の調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局の説明のとおりであります。

調査は、5月5日に内山委員さんと義務者、権利者のもと、現地確認を調査いたしました。権利者は、生活環境の良さ、また親御さんの面倒を見るということで、このような申請に至ったということです。

問題ないかと思われますが、慎重なる審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、議案第2号、整理番号6の案件について、板倉小百合委員、よろしくお願ひいたします。

○板倉委員 議案第2号、整理番号6の調査報告を申し上げます。

内容につきましては、事務局の説明のとおりです。

4月29日、内山委員さんと権利者宅に出向き、お話を伺ってきました。申請地は、権利者

自宅に隣接しており、農作業のしやすい場所にあります。既に営農型太陽光発電を行っておりますが、添付資料の66ページ、最後のページになりますが、その記載のとおり、昨年、夏の猛暑により、植えつけをしましたブルーベリーの99%が枯れてしまいました。同年秋に苗木を植えかえ、現在、順調に育っているところです。今後は、夏の水やりの管理、また除草剤などにも注意を払い、ブルーベリーを栽培していきたいとのことでした。

問題はないと思われますが、慎重なる審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより議案第2号の整理番号1から6、議案第1号の整理番号3と4の案件について、一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

林委員。

○林委員 営農型太陽光発電ですか、この辺についての、私、初めてなので、条件、例えば収量が80%とれますよ、あるいは下に作物をつくるんですよという、いろいろ条件があると思うんですけども、この辺の条件をちょっと、事務局、わかれば教えてください。

○議長 事務局、答弁できますか。

○事務局 ただいまの林委員さんからの質問ですけれども、今回、議案第2号の関係ですと、整理番号の1と2、それと6が、今回、営農型太陽光という形になっております。

これにつきましては、委員さんも先ほどおっしゃっていたんですけども、太陽光パネルの下で耕作するということが、まず大前提となります。

今回の営農型の太陽光が実際、設置されている場所につきましては、今回の整理番号1と2と6につきましては、第1種農地ということで、要は恒久転用ができないということであったので、今回は営農型の太陽光ということで、それぞれ平成28年に申請があったということをございます。

こちらにつきましても、整理番号1と2につきましては、以前の作物、コマツナだったんですけども、そちらのほうを作付という計画として、今回は、そちらからサツマイモに変えるという内容です。

それと、整理番号6につきましては、先ほど調査委員さんからも報告がありましたとおりブルーベリーということで、引き続き耕作をしたいということで、上がってまいりました。

条件としましては、もちろん上で太陽光発電をする関係もありますので、経済産業省の許可、それとあとは東電の接続許可というものも、あわせて認定を受けていく必要があります。

説明のほうは以上です。

○議長 林委員。

○林委員 それと、この辺の80%の収量の検証というのは、どこでどういうふうにして、その許可をしているんですか。例えば、何トンとれなきやいけないという部分があると思いますけれども、その80%の検証。

○議長 事務局。

○事務局 林委員さんからの質問ですけれども、その検証につきましては、その植えつける作物が、サツマイモだったりブルーベリーだったりとあるんですけれども、そちらに統計資料がありますので、そちらの8割を超えるような形で申請がそれぞれ上がってきております。

○林委員 例えば、天候で、大体理由が天候でどうのこうのとか、高温でどうのこうのとなると思うんですけども、何年もとれなかつた場合、どうなるんですか。例えば、80%下回っちゃったとき、5年、6年たっても80%いかない場合はどうなんですか。

○事務局 今回の案件でいきますと、整理番号6が、実際、先ほど調査委員さんからも報告があつたとおり、枯れてしまったということなんですけれども、それにつきましては、今後、改善するような計画を立てていくかというところで、最終的には県の農業事務所のほうが判断していくような形になります。

以上です。

○議長 よろしいですか。

はい、事務局。

○事務局 先ほどの林委員の基準ということの、ちょっと補足させていただきますが、営農型という形になると、必然的に下で耕作するということなんで、技術基準ということで、まず高さと、簡単に言っちゃうと耕作機械、一般的には畑ですので、トラクター等の通行ができる間隔であることということと、あと、構造がもし条件を満たさなくなった場合、一時転用許可ですから、撤去という形になりますので、撤去が簡易にできる構造であることというのが基準であります。

また、あと、耕作を下でされている方の、先ほどの80%云々というものに関しては、毎年作付状況の提出義務が課せられている状況になっています。

以上です。

○林委員 事務局が検証するんですね。例えばコマツナであれば何把とれたとか。

○議長 はい、事務局。

○事務局 今の質問ですけれども、毎年の報告につきましては、こちら事務局のほうに上がってきてまして、毎年3月ぐらい、農業委員さんと推進委員さんと事務局合同で現地確認をさせていただいております。それをもとに、今度は県の農業事務所へ報告をしております。
以上です。

○議長 よろしいですか、林委員。

○林委員 はい。

○議長 はい、若菜委員。

○若菜委員 作付変更理由というのがあるんですけれども、30ページですね。

事務局のほうに確認したいんですけども、コマツナ、サツマイモと書かれていますけれども、そんなに収入が上がるものでしょうか。

要は単位を聞きたいんですけども、これが10アール当たりなのか。そんなに収入が上がるものでしょうか。

○議長 はい、事務局。

○事務局 ただいまの若菜委員さんの質問ですけれども、こちらの資料30ページにつきましては、今回、5つの合計として、どちらのほうが数字で書かれております。

説明は以上です。

○若菜委員 この平米があるじゃないですか。79平米。あ、違うか。

○議長 事務局。

○事務局 今回、資料30ページに載っております5筆、それぞれちょっと面積が載っておりますけれども、どちらの合計の金額ということで伺っております。

以上です。

○議長 若菜委員、よろしいですか。

○若菜委員 はい。

○議長 布施委員。

○布施委員 今、若菜委員からのお尋ねについて、話を、サツマイモに変えてって、私も実は、そのパネルの脇で耕作しているのですから、事情はよく見ていて知っております。どちらかというと、今までの作付を見ていると、どうかなというような感じで見ていたんですけども、今回、お話を聞いた中では、販売先が決まっていて、その加工業者に大きな芋をとにかくつくってほしいという、その業者の名前は教えてもらえませんでしたけれども、そういうようなことで、販売がある程度確定している中で、この話は進んでいるというふうに話を

伺っております。

○議長 はい、ほかに。

林委員。

○林委員 しつこいようですけれども、例えば、サツマイモを太陽光パネルの下で、一番光線の必要な作物の中で、これだけの収量、それから収益が上がるのかどうかというのが、私も不思議に思うんだけれども、この辺の指導というのは、例えば県の農林事務所だとか、そういったものの指導は受けながら進めていくんでしょうか。技術的に持つていればいいんですけれども、これができるかどうか、私はちょっと不安に思うんですけれども。

○議長 はい、事務局。

○事務局 今の林委員さんからの質問なんですけれども、やはり私たち事務局のほうも素人でして、あと、県のほうにつきましては山武農業事務所、その中に改良普及課という、普及員の方々がいらっしゃいまして、そういう方の指導を仰ぐこともできるというふうに伺っております。

以上です。

○議長 よろしいですか。

○林委員 ゼひ成功させてください。

○議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号2及び議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号3の案件と、議案第2号、整理番号2及び議案第1号、整理番号4の案件を一括採決し、議案第2号、整理番号3の案件と整理番号4の案件については関連がありますので、一括採決いたします。

以後、順次採決いたします。

議案第2号、整理番号1及び議案第1号、整理番号3の案件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いいたします。

(举手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1及び議案第1号、整理番号3は原案のとおり決定されました。

次に、議案第2号、整理番号2の案件と議案第1号、整理番号4の案件につきまして、原

案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いいたします。

(举手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号2と議案第1号、整理番号4は原案のとおり決定されました。

次に、議案第2号、整理番号3及び整理番号4の案件につきましては、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いいたします。

(举手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号3及び整理番号4は原案のとおり決定されました。

次に、議案第2号、整理番号5の案件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いいたします。

(举手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号5は原案のとおり決定されました。

次に、議案第2号、整理番号6の案件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(举手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号6は原案のとおり決定されました。

よって、議案第2号、整理番号1から6につきましては、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

◎議案第3号（利用権設定）、議案第4号（農地中間管理事業）

○議長 次に、日程第5、議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号1から20の案件を一括して議題といたします。

なお、整理番号18の案件は若菜義人委員が、整理番号19及び20の案件は林千佳夫委員が大網白里市農業委員会会議規則第10条の規定による議事参与の制限に該当しますので、当該案件を審議する際には、退室をしていただくことになります。

つきましては、整理番号1から17の案件を先行して審議をお願いしたいと思います。また、本日審議いただく議案第3号の整理番号17の案件は、日程第6、議案第4号 農用地利用配分計画案の作成についてと関係がありますので、議案第3号と議案第4号の案件を一括して上程し、審議をお願いしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないとのことでございますので、それでは、事務局から、議案第3号の整理番号1から17及び議案第4号について、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の6ページをごらんください。

議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員会会長に意見を求められたものでございます。

次の議案書の7ページに利用権設定総括表がありますので、読み上げ説明させていただきます。

利用権の設定を受ける者15人、利用権の設定をする者20人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、田が60筆で面積6万5,753.91平米、畠が18筆で面積2万3,541平米、合計面積は8万9,294.91平米となっております。

続きまして、8ページをごらんください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

今回の契約の種別は、新規契約が6件、更新契約が14件でございます。

続きまして、9ページをごらんください。

農用地利用集積計画でございます。

整理番号1から順に説明させていただきますが、各借受人、貸付人の住所、氏名につきましては、議案書のとおりでございます。

それでは、整理番号1です。

農地の所在地は南今泉地内の地目、畠が1筆、面積2,095平米です。

今回の利用集積の設定期間は6年、対価の支払いは金納であり、10アール当たり5,000円、契約の種別は新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号2。農地の所在地は北今泉地内の地目、田が4筆、合計面積3,044平米です。

今回の利用集積の設定期間は6年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、契約の種別は更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号3。農地の所在地は細草地内の地目、田が3筆、合計面積5,244平米です。

今回の利用集積の設定期間は6年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ90キログラム、契約の種別は更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号4。農地の所在地は細草地内の地目、田が3筆、合計面積6,211平米です。

今回の利用集積の設定期間は6年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、契約の種別は更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号5。農地の所在地は清水地内の地目、田が1筆、畑が1筆、合計面積1,089.91平米です。

今回の利用集積の設定期間は6年、対価の支払いは無償、契約の種別は更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号6。農地の所在地は北横川地内の地目、田が6筆、合計面積1万6,089平米です。

今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、契約の種別は更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号7。農地の所在地は山口地内の地目、田が10筆、合計面積6,628平米です。

今回の利用集積の設定期間は3年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、契約の種別は更新であります。

次に、整理番号8。農地の所在地は南今泉及び北今泉地内の地目、田が7筆、合計面積9,131平米です。

今回の利用集積の設定期間は6年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、契約の種別は更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号9。農地の所在地は北今泉地内の地目、田が2筆、合計面積1,552平米です。

今回の利用集積の設定期間は6年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、契約の種別は更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号10。農地の所在地は四天木地内の地目、畑が1筆、面積3,847平米です。

今回の利用集積の設定期間は5年、対価の支払いは金納であり、10アール当たり1万1,600円、契約の種別は新規で、借受人は認定新規就農者であります。

次に、整理番号11。農地の所在地は富田地内の地目、畑が10筆、合計面積4,390平米です。

今回の利用集積の設定期間は3年、対価の支払いは金納であり、10アール当たり1万円、契約の種別は更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号12。農地の所在地は富田地内の地目、田が9筆、畑が2筆、合計面積7,706平米です。

今回の利用集積の設定期間は3年、対価の支払いは、田が物納で10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、畑が金納で10アール当たり1万円、契約の種別は更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号13。農地の所在地は北飯塚及び木崎地内の地目、畑が2筆、合計面積2,843平米です。

今回の利用集積の設定期間は3年、対価の支払いは金納であり、10アール当たり1万円、契約の種別は更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号14。農地の所在地は北吉田地内の地目、田が2筆、合計面積2,424平米です。

今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、契約の種別は新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号15。農地の所在地は柳橋地内の地目、畑が1筆、面積8,077平米です。

今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは金納であり、全面積で6万円、契約の種別は新規で、借受人は認定新規就農者であります。

次に、整理番号16。農地の所在地は大網地内の地目、田が3筆、合計面積2,602平米です。

今回の利用集積の設定期間は2年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、契約の種別は新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号17につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農地中間管理機構であります公益社団法人千葉県園芸協会が借り受けることを目的に、利用権を設定するものでございます。農地の所在地は富田地内の地目、田が1筆、面積198平米です。

今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、契約の種別は新規であります。

以上、整理番号1から17の内容につきましては、農業従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

続いて、整理番号17について、当該農地を公益社団法人千葉県園芸協会より借り受ける借り手につきましては、次の議案第4号になります。

議案書の14ページをごらんください。

議案第4号 農用地利用配分計画案の作成についてでございます。

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、大網白里市長から農業委員会会長に意見を求められたものでございます。今回は、1件の農用地利用配分計画となります。

議案書の16ページをごらんください。

表の上段に、公益社団法人千葉県園芸協会から農地を借り受けて耕作を行う者の氏名、住所が記載されており、その下に権利を設定する土地、設定する権利の内容が記載されております。先ほど説明いたしました議案書12ページの整理番号17と同じ内容となっております。

最後に、議案書の19ページをごらんください。

耕作を行う者の農業経営の状況等が記載されております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、関連して新規契約の利用権設定案件について、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

なお、契約が更新の案件につきましては、調査報告は省略させていただき、また、整理番号17につきましては、貸付人、借受人、公益社団法人千葉県園芸協会及び市農業振興課の4者により、農地の貸し借りについて既に確認がされているため、農業委員による調査は不要であるという申し合わせがされておりますので、調査報告は省略させていただきます。

それでは、整理番号1の案件について、加藤岡一弘委員、よろしくお願ひいたします。

○加藤岡委員 それでは、整理番号1について報告申し上げます。

理由としては、事務局の説明のとおりです。

借受人は、畑を中心とする経営で、農機具も整っておりますし、耕作地をふやしたいという意欲的な農業者です。貸付人は、体調不良の理由で現状での経営が困難なことから、農地を貸したいということでした。

問題はないと思いますが、慎重なるご審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号10の案件について、川嶋一美委員、よろしくお願ひいたします。

○川嶋委員 整理番号10についてご説明します。

貸付人と連絡をとり、自宅を訪問して、当該の畑の確認と内容確認を行いました。

また、白里地区で新規就農を目指す借受人、この方は認定新規就農者ですが、今後の営農計画の話を伺いました。作付品種は春ネギで、白里地区のネギ農家で研修し、栽培技術を習得されたということです。白里地区の農家のビニールハウスが借りられるということで、そこでネギ苗を育てるとのことでした。

貸付人及び借受人に問題はないと思われますが、慎重なるご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号14の案件について、中村和敏委員、よろしくお願ひいたします。

○中村委員 整理番号14番の調査報告をいたします。

借受人の方のところには4月30日に伺いまして、事業内容及び農地を確認したところ、以前より耕作をしていたということで、今回、農業委員会を通してきちんとした整理をしたいということで、届けを出したものです。借受人は、お米とかメロンをつくっている専業農家です。

貸付人に関しましては、5月3日に電話で確認いたしました。確認したところ間違いないということでしたので、それで、借受人に対しては、農機具もそろっているので、問題ないと思います。

よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号15の案件について、榎澤正治委員、よろしくお願ひいたします。

○榎澤委員 整理番号15について。

借受人、貸付人については、事務局の言っているとおりでございます。

また、借受人は、市役所のほうへ農地のあいたところはないかということで、農地にコマツナをつくるということで、借地を探していたところ、前農業委員が引き受け、農地のこういうところがあるよということで紹介をして、貸付人に相談したところ、貸してもいいということで、面積は8,000平米あるんですけども、実質的には6,000ぐらいしかないという内容で、金納は6万円ぐらいでいいじゃないかというお話をございます。

農機具については、トラクターを新規に導入し、あと、収益の上がったお金でほかの農機具を買いたいという考えでいるそうです。

何ら問題はないと思いますが、皆さんのお慎重審議よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号16の案件について、積田敏春委員、よろしくお願ひします。

○積田委員 整理番号16について、調査報告申し上げます。

貸付人は、従来ほかの人に田を賃貸していたんですけども、その方が営農をやめるということで、今回、田を返したいという申し出があり、今回、正式に本件申し出となったもの

です。

借受人は、当該地区では最大の農業経営者ですので、営農に関しては全く問題ないと思ひます。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより議案第3号、整理番号1から17及び議案第4号につきましては、一括して質疑に入ります。

希望者はいますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。

よろしければ質疑を終結いたします。

続きまして、整理番号18から20の案件について審議に入れます。

整理番号18の案件につきましては若菜義人委員が、整理番号19及び20の案件につきましては林千佳夫委員が議事参与の制限に該当しますので、ここで両名に退室をお願いいたします。

(若菜義人委員、林千佳夫委員 退室)

○議長 それでは、事務局から整理番号18から20の案件について説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の12ページから13ページをごらんください。

整理番号18でございます。農地の所在は金谷郷地内、地目、田が1筆、面積1,418平米です。

今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、契約の種別は更新です。

次に、整理番号19。農地の所在は池田地内、地目、田が7筆、合計面積3,887平米です。

今回の利用集積の設定期間は3年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ60キログラム、契約の種別は更新です。

次に、整理番号20。農地の所在は池田地内、地目、田が1筆、面積819平米です。

今回の利用集積の設定期間は3年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ60キログラム、契約の種別は更新です。

以上、整理番号18から20の内容につきましては、農業従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、契約が更新の案件のため、担当委員の調査報告を省略し、質疑に入ります。

希望者はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております案件について一括採決いたします。ただいま議題に供しております議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号1から20及び議案第4号 農用地利用配分計画案の作成についてを原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号1から20及び議案第4号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで、若菜義人委員と林千佳夫委員を入室させてください。

(若菜義人委員、林千佳夫委員 入室)

(「別の、よろしいですか」と呼ぶ者あり)

○議長 何でしょうか。

○布施委員 今、議案の審議が進んでいる中で、大変申しわけないんですけども、今、議事参与の制限で、若菜義人さんと林千佳夫さんが退出ということになったわけですけれども、今日、合同会議の中で、推進委員の方もいらっしゃるという中で、推進委員の案件について、推進委員の方の中には、また新しい農業委員の方の中には、こういった議事参与の制限にかかるのかなという疑問があるのではないかということを、ちょっと頭をよぎったものですから、その辺の丁寧な説明を、ひとつお願いしたいと思います。

○議長 では、事務局に説明を求めます。

○事務局 前回の臨時総会でお配りしました総会会議規則をもとに、この会議を開いております。農業委員会の総会というのが、農業委員さんをもとに開催されている会議となります。その委員に対してその議案があることによって、議事が参与される。

今回、推進委員さんに関しては、委員さんという総会の中の委員という形ではありませんので、議事参与には該当しないという形になります。

議長、補足。

○議長 はい。

○事務局 ちょっと補足ということで、推進委員の皆さんには大変申しわけないんですが、冒

頭、ちょっとお話しさせていただいたときに、議案に対する採決権というもののがありませんので、もしこういう対象の方になっていたということであっても、退室等の対象にはならないということを補足させていただきます。

○議長 布施委員、よろしいでしょうか。

○布施委員 はい。

◎報告第1号～報告第3号

○議長 次に、日程第7、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、日程第8、報告第2号 農地の転用事実に関する照会について、日程第9、報告第3号 東京国税局からの照会についてを一括して報告いたします。

報告事項に係る質疑、発言等につきましては、全ての報告事項が終了した後に、一括して行うことといたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書は20ページから21ページになります。

まず、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございますが、議案書のとおり2件の届出がございました。

届出の内容につきましては、相続により所有権を取得したことから届出があったものでございます。

農地の所在地、届出者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調っておりますので、受理しております。

次に、議案書は22ページになります。

報告第2号 農地の転用事実に関する照会についてでございますが、議案書のとおり2件の照会が法務局からございましたので、農業委員、推進委員さんと現地を確認しました。

結果につきましては、整理番号1は市街化区域内の農地で、昭和56年に農地法第4条の許可を受けており、現地は駐車場用地として利用されており、転用目的どおりであることから、非農地として法務局に回答しております。

次に、整理番号2。現地は、隣接地の田との境界に擁壁の設置及び東側市道寄りはコンクリート舗装がされ、また、一部は庭園となっていることから、非農地として法務局に回答しております。

土地の所在地や申請者等につきましては、議案書記載のとおりでございます。

次に、議案書の23ページをごらんください。

報告第3号 東京国税局からの照会についてでございますが、議案書のとおり1件の照会がございました。

国税局より照会がありましたので、農業委員、推進委員さんと現地を確認しました。

結果につきましては、議案書に記載のとおり回答しております。

説明は以上でございます。

○議長 事務局から報告第1号から第3号まで説明が終了しましたので、質疑等のある方は挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○議長 特に発言がないようですので、日程第7から9までの報告事項を終わります。

この際ですから、ほかにご意見、連絡等があれば、各委員または事務局からお願ひいたします。

○事務局 議長。

○議長 はい、事務局。

○事務局 それでは、事務局から協議事項がございます。

本日の総会には、農地利用最適化推進委員の皆様にも出席をしていただいているところであります。冒頭にお話をさせていただきました、農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について説明をさせていただきたいと思います。

これからお話しすることは、今後の農業委員会における活動目標または活動計画となります。ご忌憚のないご意見をいただきたいと思います。

それでは、内容につきましては、門野のほうから説明させていただきます。

それでは、私のほうから、大網白里市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）についてを説明させていただきます。

クリップでとめてあります、こちら大網白里市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）についてという資料をご用意ください。

まず、1枚目をごらんください。

農業委員会等に関する法律第7条に、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について規定されておりまして、最適化の推進の公正な実施と各現場での推進委員の活動の整合性を確保するため、農業委員会はこの推進の策定に努めなければならないとされているため、こ

ちら指針の中の目標の設定を行っていきます。

下の指針の策定までの流れについてをごらんください。

平成31年4月26日に役員会議で農業委員4役及び推進委員3役に、指針の概要を説明しました。令和元年5月9日、第1回農業委員会総会であります本日、指針の内容の説明をいたします。

令和元年5月23日までに、委員の皆様から、本日説明します指針（案）について、意見等をいただきたいと考えております。令和元年5月29日の役員会で、いただいた意見等に基づいて修正等を行った上で、再び農業委員4役及び推進委員3役の方々に指針の内容を説明いたします。

令和元年6月6日、第2回農業委員会総会において、指針の承認をいただきたいと考えております。そちらに基づきまして、令和元年6月中旬ごろに、市のホームページにて指針を公表いたします。

続きまして、資料の2枚目と3枚目の農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）と、目標面積算出根拠をあわせてお手元にご用意ください。

指針（案）に入ります。農業委員会等に関する法律第7条に基づき、大網白里市農業委員会に係る標記指針を下記のとおり定める。なお、本指針の目標時期は令和4年4月8日とし、達成状況、その他社会情勢等を踏まえ、期間中に検証し目標の見直しを行うこととする。

その下、遊休農地の解消についてが、まず一番目です。

遊休農地の解消目標といたしまして、1.5ヘクタールと定めました。こちら、3枚目の目標面積算出根拠をごらんください。

一番上の遊休農地の解消についてですが、平成29年度から30年度までの2カ年において、遊休農地の解消面積の平均というのが0.3ヘクタールでしたので、令和元年度から3年度まで3カ年の目標については、それぞれ0.5ヘクタールとし、合計で1.5ヘクタールを目標としました。

2枚目の指針（案）をもう一度ごらんになっていただきまして、1番の遊休農地の解消について、遊休農地の解消面積を1.5ヘクタールとした根拠について、3枚目の目標面積算出根拠をごらんになっていただきまして、平成29年度、30年度、この2カ年の平均解消面積が0.3ヘクタールでしたので、令和元年度から3年度の3カ年の目標について、それぞれ0.5ヘクタールとして、合計で1.5ヘクタールを目標としました。

また指針（案）のほうを見ていただきまして、真ん中の表になるんですけども、平成30

年度末時点での遊休農地の面積が4.6ヘクタールで、遊休農地率が0.2%でしたので、目標遊休農地面積が3.1ヘクタールで、遊休農地率が0.1%となります。

こちら、目標設定の考え方として、毎年度の目標として、遊休農地の解消面積、目標面積については、0.5ヘクタールとして考へるので、1.5ヘクタールとしました。

2番目、遊休農地解消の具体的な取り組み方法といたしまして、「農地利用最適化推進委員が担当地区ごとに農業委員と連携し、農地の利用状況調査を実施するとともに、担当地区内に新たな遊休農地が発生しないよう、隨時、農地の利用状況の把握に努める。推進委員は、農地の利用状況調査後に農地の利用意向調査を実施して、農地所有者からの利用意向に基づいた結果を適切に処理する」といたしました。

こちら指針（案）の裏面、2番の担い手への農地利用集積についてをごらんください。

こちらの担い手への農地利用集積目標を45ヘクタールといたしました。こちらは、また目標面積算出根拠のほうをごらんになっていただきまして、平成29年度から平成30年度までの2カ年において、担い手への農地集積面積が平均で12ヘクタールでしたので、令和元年度から3年度まで3カ年の目標については、それぞれ15ヘクタールとして、合計で45ヘクタールといたしました。

こちらの指針（案）の表のところ、平成30年度末時点での集積面積が460ヘクタールで、集積率が18.9%ですので、目標集積面積が505ヘクタールで、集積率が20.8%となります。また、その下側の毎年度目標が、担い手への農地利用集積面積が15ヘクタールで、合計で45ヘクタールとなります。

下の担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法といたしまして、「推進委員は、農業委員や関係機関との連携により、農地の集積に努める。推進委員は、担当地区内において、広報紙やリーフレットを活用し、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の制度等の周知を図る」といたしました。

続きまして、3番の新規参入の促進について。

新規参入の促進目標を6経営体といたしました。再び目標面積算出根拠のほうをごらんいただきまして、平成29年度から平成30年度までの2カ年において、新規参入者の平均が2経営体でしたので、令和元年度から3年度の目標については、それぞれ2経営体として、合計で6経営体といたしました。

こちら、新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法といたしまして、「推進委員は、関係機関と連携しながら、新規参入希望者の情報収集を行うとともに、市内での就農に向け

た情報提供を行うことにより、新規参入者の確保に努める。推進委員は、「新規参入希望者からの相談を受け、参入希望地区の農業委員及び関係機関と連携を図る」といたしました。

また、1枚目に戻っていただきまして、1枚目の裏面、2ページをごらんください。

ただいま説明いたしました指針（案）について、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様から、次の4項目についてのご意見をいただきたいと考えております。

まず1つ目が、目標時期について。目標時期についてですが、令和4年4月8日と定めたのは、第22期農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期満了日に合わせてです。

2番目、遊休農地の解消について。こちらは、遊休農地の解消目標及び遊休農地解消の具体的な取り組み方法についてです。

3番目、担い手への農地利用集積について。こちらは、担い手への農地利用集積目標及び担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法についてです。

4番目、新規参入について。新規参入の促進目標及び新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法について。

こちら4項目について、回答を4枚目、別紙様式と左上に書かれました用紙に記入していただきまして、5月23日木曜日までに農業委員会事務局、もしくはこちら改善センターに提出をお願いしたいと思います。ご不明な点等ございましたら、事務局まで連絡をいただけたらと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○議長　ただいま事務局が説明がありましたが、質問、意見などございましたらお願ひします。

積田委員。

○積田委員　遊休農地の定義なんですか？も、全体の農地面積2,130ヘクタールに対して遊休農地4.6ヘクタール、0.2%という、非常に私の印象からすると低い。実際、この遊休農地の定義というのは、どういう解釈なんですか。

○議長　事務局、説明をお願いします。

○事務局　ただいまの積田委員さんからのご質問なんですか？も、遊休農地の調査として、毎年7月から8月ごろにかけて、各農業委員さんと推進委員さんにお手伝いいただきまして、市内15地区に分けて、それぞれ調査をしていただいて、遊休農地の調査というものを行っているんですけれども、その中で、県で発表されています分類として、遊休農地の1号遊休農地と2号遊休農地というのがございまして、1号遊休農地は、機械を使って再び耕作できる状態である遊休農地、2号遊休農地は、通常の農機具ですぐに耕作できるような状態の遊休

農地となっているんですけども、こちら、判定する上で、いわゆる保全管理がされているもの、実際に作付は行っていなくても、保全管理されている農地というのはそこに含めていないので、実際に作付はしていないけれども、遊休農地にはなっていないというところがたくさんあるので、実際的な遊休農地の面積というのは、こちらの面積になっています。

以上でございます。

○積田委員 ということは、保全管理されていれば、ここには入っていないということですか。 実際、私のイメージだと、こんなパーセンテージじゃないだろうと思うんだけども。

そういうことで、とりあえず。

○議長 ほかにご意見ございますか。

川嶋委員。

○川嶋委員 今、事務局から説明がありましたけれども、最後の提出用紙、意見なしということは、いわゆる事務局の説明に賛成だということでよろしいですね。

○事務局 その通りです。

○議長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

◎閉会

○議長 特にないようでしたら、本日予定していた日程は全て終了いたしました。

慎重ご審議いただきありがとうございました。

これをもちまして、第1回大網白里市農業委員会総会を閉会といたします。

(午後 4時38分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年5月9日

農業委員会長

齊藤重幸

署名委員

中村和敏

署名委員

積田敏春